

## 業務資料

船員に関する特定最低賃金の改正について	・・・ 2
すべての人々が使いやすいタクシーを目指して ～障がい者の方々も交えたUDタクシーセミナーを開催します～	・・・ 4
平成30年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施結果について	・・・ 7
公共交通事業者の多言語表記調査の実施 ～旅客施設、ホームページの多言語表記の現状について調査します～	・・・ 10
相鉄・JR直通線の旅客運賃設定に関するパブリックコメントを実施します	・・・ 15

## 関東運輸局プレスリリース

平成31年2月25日

**船員に関する特定最低賃金の改正について**

関東運輸局は、管内の4業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、3月27日（水）から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該の最低賃金に改正については、国土交通省が管轄しております。

国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

関東運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（関東内航鋼船運航業及び木船運航業、関東海上旅客運送業、関東漁業（沖合底びき網）及び関東漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、昨年8月8日に関東地方交通審議会（会長 新谷真人）に対し諮問を行い、12月20日に関東地方交通審議会から4業種すべて下記表のとおり引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、関東運輸局では答申どおり改正することを決定し、3月27日から下記のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

(すべて月額)

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
関東内航鋼船運航業 及び 木船運航業	職員	248,800円 (247,450円)	1,350円 (0.55%)
	若年職員	232,050円 (230,700円)	1,350円 (0.59%)
	部員	190,200円 (188,850円)	1,350円 (0.71%)
	部員（海上履歴3年未満）	180,600円 (179,250円)	1,350円 (0.75%)
関東海上旅客運送業	職員	245,350円 (244,050円)	1,300円 (0.53%)
	部員	183,950円 (182,600円)	1,350円 (0.74%)
関東漁業（沖合底びき網）	1人歩船員	190,000円 (188,000円)	2,000円 (1.06%)
関東漁業（大中型まき網）	1人歩船員	190,000円 (188,000円)	2,000円 (1.06%)

※詳細な適用範囲等につきましては、裏面をご参照願います。

(注)

1. 若年職員とは、船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
2. 一人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定にあたって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。
3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：関東運輸局管内）

(1) 関東内航鋼船運航業及び木船運航業

国内の各港間のみを航行する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者

(2) 関東海上旅客運送業

旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶及び100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で、2時間以内に往復できる区域内に限定されている船舶の船舶所有者

(3) 関東漁業（沖合底びき網）

沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者

(4) 関東漁業（大中型まき網）

大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者



【問い合わせ先】

国土交通省関東運輸局海事振興部船員労政課 担当：中嶋、佐藤

電話：045-211-7231 FAX：045-201-8788

(配布先) 茨城県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ  
横浜海事記者クラブ、物流専門紙



## すべての人々が使いやすいタクシーを目指して

～障がい者の方々も交えたUDタクシーセミナーを開催します～

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正バリアフリー法が昨年5月に成立しました。

このような状況のなか、残念なことに、ユニバーサルデザインタクシーによる車いす利用者の乗車を拒否する事案が発生しております。

関東運輸局では、こうした状況を踏まえ、タクシー事業者を対象とした、実車を用いた車いす搭乗方法のデモンストレーションを含むセミナーを下記のとおり開催いたします。

### 記

1. 日 時：平成31年3月15日（金） 13：30～16：30
2. 場 所：横浜第2合同庁舎 1階 共用第2会議室  
神奈川県横浜市中区北仲通5-57（別紙参照）
3. 内 容：別添のとおり
4. 共 催：関東運輸局、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
5. 取材等： 撮影を希望される方は、以下の連絡先に3月8日（金）までに氏名、連絡先等をご連絡していただき、当日 13:20 までに直接会場へお越しください。  
また、撮影の位置等につきましては、担当の指示に従ってください。

連絡先 関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 小泉・小林  
電話：045-211-7246（直通）・FAX：045-201-8802

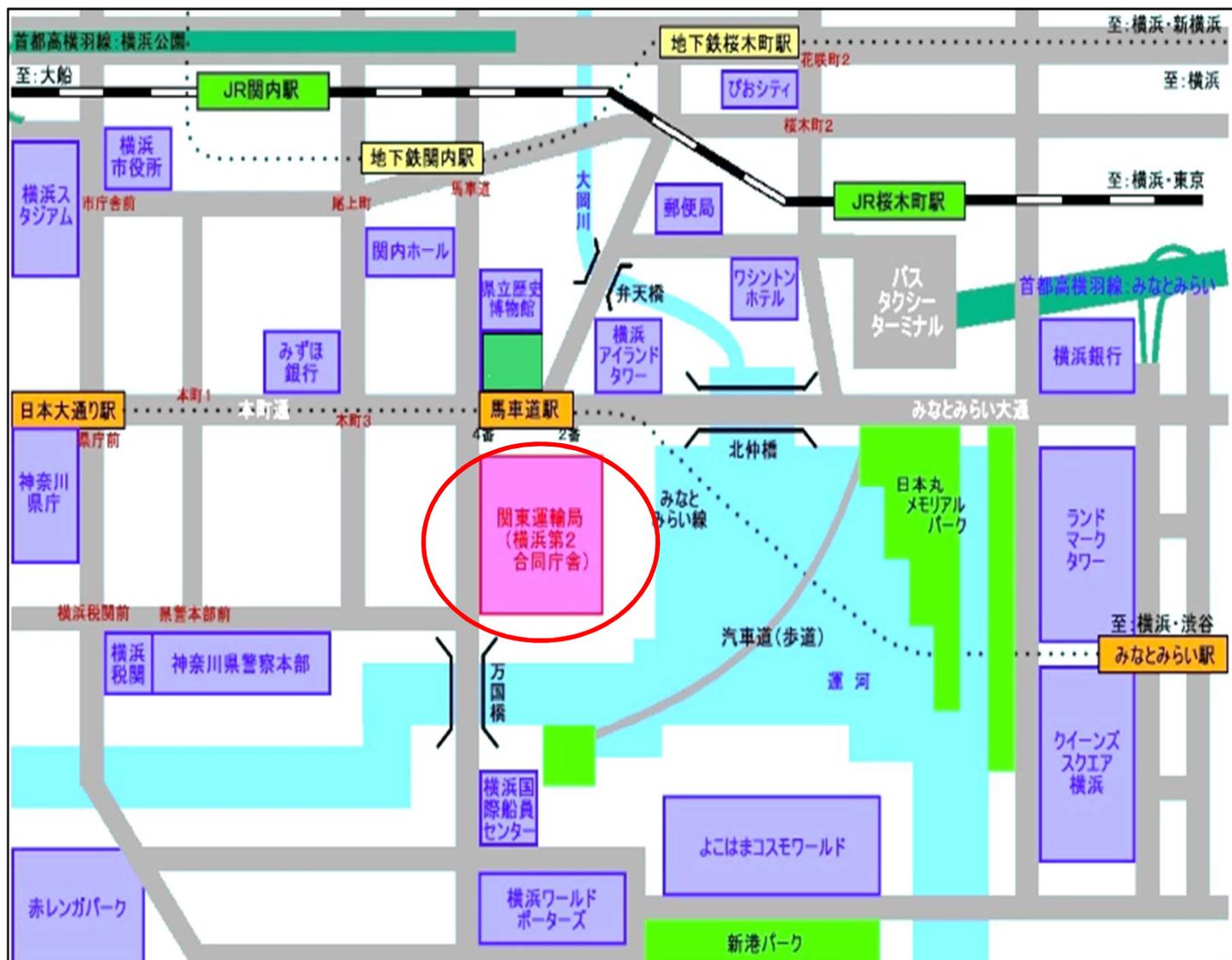
（配布先） 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

# 会場案内

横浜第2合同庁舎 1階 共用第2会議室  
 (神奈川県横浜市中区北仲通5-57)

## 【最寄り駅】

- ・横浜高速鉄道(株)みなとみらい線「馬車道駅」下車4番・2番出口よりすぐ
- ・JR根岸線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」徒歩10分



平成31年3月15日(金)

13:30～16:30

横浜第二合同庁舎 共用第二会議室

## 「タクシー事業者のバリアフリー対応促進セミナー」

### 次 第

13:30 開 会

開会挨拶 関東運輸局交通政策部長 久保 麻紀子

#### 【第一部】

13:35 基調講演 「交通バリアフリーの動向～2020年、さらにその先を見据えて」  
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団  
バリアフリー推進部整備支援課長 澤田大輔

13:55 情報提供 「改正バリアフリー法について」  
関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課長 遠藤 幸

14:10 基調講演 「タクシー事業者が持つべきバリアフリーからの視点等について」  
特定非営利活動法人DPI日本会議バリアフリー部会 工藤 登志子 氏

14:40 休 憩

#### 【第二部】

15:00 事例発表 「タクシー事業者の取組について」  
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会  
ケア輸送委員長 町田 栄一郎 氏  
一般社団法人 神奈川県タクシー協会  
理事 大野 慶太 氏

15:30 実 演 神奈川トヨタ自動車 株式会社  
(合同庁舎駐車場)  
※荒天の場合はプログラムが変更になる場合があります。

16:25 閉 会  
閉会挨拶 関東運輸局自動車交通部長 森高 龍平

—記者発表資料—

平成31年2月27日

## [問い合わせ先]

関東運輸局総務部安全防災・危機管理課

担当：戸倉・小菅

電話 045-211-7269

FAX 045-681-3328

## [配布先]

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、  
都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、  
群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、  
栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、  
茨城県政記者クラブ、物流専門紙、  
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

## 平成30年度 年末年始の輸送等に関する 安全総点検の実施結果について

関東運輸局において、平成30年12月10日（月）から平成31年1月10日（木）までの間に実施しました「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の結果の概要をお知らせいたします。

## 1. 当局が期間中に取り組んだ内容

立入点検を実施した事業者については、経営トップが現場巡回、垂れ幕等の掲示など、事故防止に関連する各事項について危機感を持ちながら真摯に取り組んでいることが確認できました。期間中には関東運輸局長が相模鉄道株式会社及びSBSゼンツウ株式会社に、また関東運輸局次長が株式会社ポートサービス、小田急電鉄株式会社、東急バス株式会社を訪れ、安全総点検の実施状況を直接確認しました。

街頭検査においては、323台の車両を検査し、20件の整備命令を交付しました。また、シートベルトの着用状況については、1,144台を調査し、運転者着用率は100%（前年100.0%）でした。（別紙1参照）

## 2. 期間中の事故の状況（別紙2参照）

事故件数109件（前年比▲3件）死者数29件（前年比+3件）

## 内 訳

鉄軌道交通関係 事故件数20件（前年比▲6件） 死者数 5人（同▲3人）

自動車交通関係 事故件数88件（前年比+3件） 死者数24人（同+6人）

海上交通関係 事故件数 1件（前年比±0件） 死者数 0人（同±0人）

全体として事故件数は減りましたが、死者数は増加しました。内訳を見ると鉄軌道交通は減少、海上交通は横ばいでしたが、自動車交通は増加。特に自動車で負傷者数が増えたのは、トラックが関係する多重事故やバスとの衝突事故が発生したためであり、また自動車の死者数24人の内、路上横臥者の事故が6人（昨年は0人）と目立ちました。

## 1. 立入点検等実施結果

## (1) 事業者立入点検

モード別	事業者数	内 訳
鉄軌道交通関係 ＜索道を含む＞	5社	鉄道・索道 5社
自動車交通関係	37社	バス 13社 タクシー 10社 トラック 11社 自動車道 1社 バスターミナル 1社 トラックターミナル 1社
海上交通関係	31社	港内遊覧・交通船 19社 屋形船 10社 その他 2社
計	73社	

## (2) 街頭検査

## ①実施状況

実施回数	検査車両数	整備命令
8回	323両	20件

## ②シートベルトの着用状況調査

業態別	調査車両数 (両)	運転者着用車両数 (両)	運転者着用率 (%)	助手席着用人数 (人/人中)	後部座席着用者数 (人/人中)
タクシー	283	283	100	8/8	38/111
トラック	46	46	100	1/1	0/0
自家用	815	815	100	126/132	32/50
計	1,144	1,144	100	135/141	70/161

## (3) 乗合バス添乗査察

実施回数	対象事業者・系統数	実施結果
11回	23社 31系統	指摘事項なし

※ 発車時、停車時に高齢者の動静に注意する等、車内の事故防止を重点に点検を実施。

## 2. 事故等の事業者等報告

分野別	事故件数（件）	死者数（人）	負傷者数（人）
鉄軌道交通関係 ＜索道を含む＞	20（▲ 6）	5（▲ 3）	13（▲ 5）
自動車交通関係	88（+ 3）	24（+ 6）	112（+ 42）
内 バス	24（± 0）	3（+ 2）	39（+ 15）
タクシー	19（▲ 5）	3（± 0）	20（± 0）
訳トラック	45（+ 8）	18（+ 4）	53（+ 27）
海上交通関係	1（± 0）	0（± 0）	0（± 0）
合計	109（▲ 3）	29（+ 3）	125（+ 37）

注1：海上交通関係の死傷者数は、行方不明者数を含む。

注2：（ ）は前年確定値の比を示す。

注3：事業用自動車の責任の大小に関わらず、「自動車事故報告規則」第3条の規定に基づく報告があったものを対象とする。

注4：事業用自動車複数台関係する事故の場合、各々の事業用自動車に件数等を計上。



## 公共交通事業者の多言語表記調査の実施

～旅客施設、ホームページの多言語表記の現状について調査します～

関東運輸局は、訪日外国人観光客による受入環境の向上を目的に、公共交通機関の旅客施設の多言語表記の現状について調査を実施いたします。

- 観光庁では、訪日外国人旅行者の受入環境の向上を目的に、公共交通機関の旅客施設およびホームページの多言語表記の現状について調査を実施します。
- 関東運輸局管内の旅客施設の調査実施箇所の中で、取材可能な箇所についてお知らせしますので、取材を希望される場合は、下記の要領によりお申し込み下さい。

### 記

#### 1. 調査概要

訪日外国人旅行者が複数の交通機関を乗り継ぐ場合を想定し、前の交通機関を降車してから次の交通機関に乗車するまでの動線について、乗り場へ円滑に移動するために必要な案内表示等の情報が十分に提供されているか、外国人観光客が理解しやすい表現となっているか等について、外国人の調査員が調査ルートを歩き、外国人目線で調査します。 ※[別紙1](#)「平成31年2月27日付け観光庁プレスリリース」のとおり

#### 2. 取材可能な調査箇所等について

調査ルート	調査日時
JR池袋駅（中央1改札） ～ 東武池袋駅（中央改札1）	3月4日（月） 11時00分～

#### 3. 取材の申込方法等について

希望される場合は、[別紙2](#)「取材要領」をご確認の上、3月1日（金）正午までに

[別紙3](#)「取材申込書」によりお申し込み下さい。

【申込先】 関東運輸局観光部観光企画課 FAX：045-211-7270

[問合せ先]

国土交通省 関東運輸局 観光部 観光企画課（担当：宮崎、佐藤）

電話：045-211-1255 FAX：045-211-7270

[配布先]

都庁記者クラブ、物流専門紙、ハイタク専門紙

平成 31 年 2 月 27 日

## 公共交通機関の多言語表記の全国一斉調査の実施

～交通結節点及びホームページにおける多言語表記の一層の改善に向けて～

観 光 庁

観光庁では、訪日外国人観光旅客の受入環境の向上に向けて、公共交通機関の交通結節点及びホームページにおける多言語表記の現状について、外国人の視点により全国一斉調査を実施し、各事業者に一層の改善を促して参ります。

- 公共交通事業者による多言語対応については、従前より法に基づく努力義務として位置づけられており、観光庁では、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）に基づき、関係事業者に改善を促してきているところです。
- 昨年 10 月 17 日に施行された国際観光振興法の一部改正規定により、公共交通事業者は「外国人観光旅客利便増進措置」を講じるよう努めることとされたところですが、多言語対応については、引き続き、その中核的な措置と位置づけられ、観光庁では新たに「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を定めて、多言語対応の更なる充実を促していくこととしています。
- そのため、外国人観光旅客の利用ニーズの高い交通結節点及びホームページにおける多言語表記の現状について、この機に下記の通り外国人の視点から全国一斉調査を行います。

### 記

1. 調査方法
  - ・ 交通結節点調査は、全国の主要交通ターミナルにおいて、複数の交通機関を乗り継ぎするためのルートを移動しながら、情報の連続性や情報量、誤訳や表記の揺らぎについて調査します。
  - ・ ホームページ調査は、時刻・経路、運行情報、予約サイト等、外国人観光旅客が交通機関の利用にあたって閲覧する主なページについて、誤植や表現について調査します。
2. 調査箇所
  - ・ 交通結節点調査は外国人観光旅客の利用が多いと思われる全国 80 ルートを調査します。
  - ・ ホームページ調査は全国の鉄道、バス事業者 85 社を調査します。
3. その他
  - 交通結節点の調査について、別紙記載の箇所は取材が可能となっております。申込みについては、記載の連絡先にお問い合わせください。
  - 調査結果の概要については、後日観光庁ホームページにて公表致します。

<お問い合わせ先>

観光庁 外客受入担当参事官室 担当：大田、村山

TEL 03-5253-8111(内線 27916、27911) 03-5253-8972(直通)

FAX 03-5253-8123

【別紙】取材可能な交通結節点調査箇所一覧

調査ルート	調査日時	申込先
J R池袋駅 ～東武池袋駅	3月4日 11時00分～	関東運輸局観光部観光企画課 TEL：045-211-1255
新幹線富山駅 ～富山地方鉄道電鉄富山駅	3月6日 13時00分～	北陸信越運輸局観光部観光企画課 TEL：025-285-9181
J R高松駅 ～高松港	3月7日 10時00分～	四国運輸局観光部観光企画課 TEL：087-802-6735
新幹線広島駅 ～J R広島駅（在来線）	3月7日 14時00分～	中国運輸局観光部観光地域振興課 TEL：082-228-8703
福岡市営地下鉄博多駅 ～新幹線博多駅	3月8日 10時00分～	九州運輸局観光部観光企画課 TEL：092-472-2330
J R札幌駅 ～札幌駅前バスターミナル	3月11日 10時00分～	北海道運輸局観光部観光企画課 TEL：011-290-2700
那覇空港 ～ゆいレール那覇空港駅	3月14日 10時00分～	沖縄総合事務局運輸部企画室 TEL：098-866-1812

## 取材要領

### 1. 取材について

- 1) 取材を希望される場合は、3月1日(金)正午までに別紙3「取材申込書」を以下宛先にお送り下さい。  
【申込先】関東運輸局観光部観光企画課 FAX: 045-211-7270
- 2) 取材中は、必ず自社腕章を付けて頂きますようお願い致します。
- 3) 取材および移動は、関係職員の誘導・指示に従って下さい。
- 4) 撮影につきましては、取材者の人数に応じ交代制で実施するなど調整させて頂くことがあります。
- 5) 三脚、脚立等の使用は禁止とさせていただきます。
- 6) 当日の状況により、取材時間の前後及び取材内容の変更をする場合があります。
- 7) 当日の天候や都合により、中止となる場合もあります。

### 2. 報道関係者向け集合場所及び時間について

以下のとおり、所定の時間までに集合場所にお集まり下さい。

集合時間	調査ルート	集合場所
3月4日(月) 10:30集合	JR池袋駅 中央1改札付近	
11:00	JR池袋駅(中央1改札)[1階]から東武池袋駅(中央改札1)[1階]までの動線	
12:00	調査終了予定	

### 3. その他注意事項

- 調査ルートを外国人調査員が案内表示に従い移動し、多言語対応状況の確認を行いますので、撮影等をお願いします。
- 調査員及び交通事業者への取材はできません。
- 取材箇所は、改札口から改札口までの動線となりますので、改札内には入れません。
- 本調査について質問事項等がございましたら、調査員による多言語状況の確認終了後、東武池袋駅の南改札付近で、観光庁及び関東運輸局職員が対応します。

関東運輸局 観光部 観光企画課 あて  
 (FAX 045-211-7270)

## 取材申込書

取材を希望する場合は、この様式により、上記申込先までFAXでお申し込み下さい。  
 申込期限は、3月1日(金)正午です。(期限厳守をお願いします。)

### ■会社名及び部署名

--

### ■取材者全員の役職及び氏名

氏名	フリガナ	役職(担当)

### ■撮影機材の持込みの有無 (該当するものに○をつけてください。)

- 1 テレビカメラ           :   有 ・ 無  
 2 スチールカメラ       :   有 ・ 無

### ■連絡先

氏名:	会社電話番号:
	会社E-mail:
	携帯電話番号:
	携帯電話E-mail:

**相鉄・JR直通線の旅客運賃設定に関するパブリックコメントを実施します。**

平成31年2月26日付けで、相模鉄道株式会社（以下「相模鉄道」）より鉄道事業法第16条第1項に基づく鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別添の要領にて御意見を募集します。

## ○鉄道の旅客の運賃の認可について

鉄道の旅客の運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、また、同法第64条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

## ○相模鉄道の申請内容について

相鉄・JR直通線（西谷駅～羽沢横浜国大駅）は、相鉄線西谷駅とJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を新設し、この連絡線を利用して相鉄線とJR線が相互直通運転されるものです。

このたび、相模鉄道より、相鉄・JR直通線の運賃について、相模鉄道が適用している基本運賃に以下の加算運賃を加えたものとしたいという申請がありました。

※加算運賃は、新線建設等にかかった設備投資費用の一部を利用者にご負担いただくため、相鉄・JR直通線利用の基本運賃に一定の金額を加算するものです。

## ◆加算運賃の額

- ・普通旅客運賃 30円
- ・通勤定期旅客運賃（1ヶ月） 1,140円
- ・通学定期旅客運賃（1ヶ月） 430円

## ○認可にあたっての今後の流れ

当該申請事案については、今後運輸審議会へ諮問する予定であり、パブリックコメントでいただいた御意見については、運輸審議会における審議の際に報告する予定です。

## &lt;参考&gt;

## ○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5 （略）

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による旅客運賃等の上限の認可

二～五 （略）

【問い合わせ先】 関東運輸局鉄道部監理課

担当 鈴木・久保田

電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、  
横浜海事記者クラブ

相模鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）上限設定認可申請  
に関する意見募集について

平成31年2月27日  
国土交通省鉄道局

平成31年2月26日付けをもって、相模鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）上限設定認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、下記の要領で御意見を募集いたします。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

相模鉄道株式会社からの鉄道事業の旅客運賃（加算運賃）の上限設定認可申請書類

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月12日（火）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。また、FAXの場合、万が一不具合が生じた場合に対応できない可能性もありますので、①電子メール又は②郵送による意見の提出を推奨します。

①電子メールの場合

電子メールアドレス：hqt-rwbtgs-01@gxb.mlit.go.jp

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

③FAXの場合

FAX番号 03-5253-1633

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8543